

## 地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称  
水郷柳川の水環境再生計画
- 2 地域再生計画の作成主体の名称  
福岡県、柳川市
- 3 地域再生計画の区域  
柳川市の全域
- 4 地域再生計画の目標

柳川市は、平成17年3月21日に旧柳川市、旧山門郡大和町、旧山門郡三橋町が合併し、誕生しました。福岡県南部、筑後平野の南西端に位置し、南西は有明海に面し、東西11km、南北12kmで、市域面積は76.9km<sup>2</sup>となっています。新市発足後の平成17年3月末現在の人口は76,124人、世帯数は23,808世帯となっています。

市域の南東部では、古くから有明海の干拓が行われ、土地が魚のうろこ状に広がる海面干拓地を形成しています。地層は表土から数メートル下まで、極めて軟弱で含水比の高い有明粘土層が分布しています。

柳川市は、筑後川と矢部川によって形成された沖積層で、標高は0mから5.6mと高低差がほとんどない平坦な土地柄です。中央部を矢部川の支流である沖端川と塩塚川などの河川が流れ、網の目のように水路が巡る独特な地形となっています。

市内に縦横に張り巡らされた水路（掘割）は、私たちの命の水を得る貴重な財産であるとともに、歴史的な文化遺産です。その機能は、利水や治水のために創り出されたものですが、水路が創る風景は、水郷情緒を醸しだし、数多くの薫り高い文化を築いてきた源でもあります。また、柳川市の主要産業である農業の基盤施設としての役割を担うとともに、有明海における水産業の活性化を図る上でも水質浄化や水量の確保は大変重要です。

観光面においても、一部の水路が川下りに利用され、年間40数万人もの観光客の方々に四季折々の風情に親しんでいただいています。

このように、柳川市の水環境は、農業・漁業の生産基盤や住民の生活環境を支えるとともに、観光も含めて住民の雇用の確保にも寄与しています。

一方で、住民の生活様式や事業所活動の変化などにより、生活排水や事業所排水を主な原因として、水質の悪化が進んでいるのが現状です。

このため、福岡県は、有明海で大規模なノリ不作問題が発生したことに対し、平成15年3月に、有明海の再生に向けた施策を計画的に推進するため、「有明海の再生に関する県計画」を策定しました。

この計画に基づき、県は、県単独補助金を交付しながら、柳川市をはじめ有明海沿岸市町村と協働して、下水道の整備を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の整備を促進するとともに、生活排水施設の高度処理の導入及び適正な維持管理の徹底等の生活排水対策に努め、汚濁負荷量の削減を図っています。

このような状況を踏まえ、柳川市では、旧1市2町の合併に伴い、平成16年6月に「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく「新市建設計画」を策定し、「生きがいと活力に満ち、自然と共生する住みよいまち」を将来像として、まちづくりを進めていこうとしているところです。計画では、この将来像を実現するための6つの基本方針を定めており、その一つが「安全で安心、うるおいのある生活環境づくり」であり、施策面でも「自然と共生する河川・水路の浄化」と「安全できれいな水の確保」を展開することとしています。

市の基本方針に基づき、海、河川、水路などの水環境を保全するため、県施策とあわせ、汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道と浄化槽の整備を推進するとともに、県職員による出前講座など、県と市が積極的に連携を図りながら、環境啓発シンポジウム、各種イベント、環境副読本の製作、河川浄化、水路清掃事業、水路の整備及びNPO等団体の支援を継続的に実施することで、住民の水環境保全に対する意識を高め、地域で生活する住民の快適な生活環境や公有水域の水質を保全し、ひいては農業・漁業・観光など地域経済の活性化を図り、地域の再生を図ろうとするものです。

#### (目標1)

公共下水道及び浄化槽整備による新規処理人口を8,561人とし、汚水処理人口普及率を31.3%から48.6%とする。

#### (目標2)

公共用水域の水質保全を図る。(本市の中心市街地である西鉄柳川駅前のクリークの生物化学的酸素要求量(BOD)を16.0mg/ℓから10.0mg/ℓ以下にし、水質を向上させる。)

### 5 目標を達成するために行う事業

#### 5-1 全体の概要

汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道と浄化槽の整備を推進する

とともに、県職員による出前講座など、県と市が積極的に連携を図り、環境啓発シンポジウム、各種イベント、環境副読本の製作、河川浄化、水路清掃事業、水路の整備及びNPO等団体の支援を継続的に実施することにより、住民の水環境保全に対する意識を高め、市民にとって快適な水辺環境を創出し、地域の活性化を図る。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

- ・ 汚水処理施設整備交付金を活用する事業  
整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

### 【事業主体】

いずれも柳川市

### 【施設の種類】

公共下水道、浄化槽（個人設置型、市町村設置型）

### 【事業区域】

- ・ 公共下水道 下水道認可区域  
(隅町、横山町、旭町、曙町、常盤町、八軒町、上町、恵美須町、中町、辻町、材木町、蟹町、八百屋町、西魚屋町、糺屋町、鍛冶屋町、元町、片原町、京町、椿原町、細工町、新町、東魚屋町、小道具町、北長柄町、南長柄町、出来町、袋町、本町、奥州町、柳町、坂本町、本城町、城南町、茂庵町、城隅町、宮永町、一新町、筑紫町、上宮永町、下宮永町、有明町、大浜町、橋本町、三橋町江曲、三橋町藤吉、三橋町今古賀、三橋町高畑、三橋町下百町、三橋町蒲船津)
- ・ 浄化槽
  - 個人設置型 平成17年度～平成20年度は、柳川市公共下水道認可区域以外の区域  
平成21年度以降は、柳川市公共下水道全体計画区域内において、認可区域以外の区域
  - 市町村設置型 柳川市公共下水道全体計画区域以外の区域

### 【事業期間】

- ・ 公共下水道 平成17年度～平成21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～平成21年度
- ・ 浄化槽（市町村設置型） 平成20年度～平成21年度

### 【整備量】

- ・公共下水道 管径：φ400～φ200  
長さ：6,003m
- ・浄化槽 1,930基

なお、各施設による新規処理人口は、公共下水道が2,385人、浄化槽が6,176人、計8,561人となっています。

### 【事業費】

・公共下水道	660,000千円	(うち、交付金	330,000千円)
・浄化槽	1,232,041千円	(うち、交付金	410,680千円)
個人設置型	526,186千円	(うち、交付金	175,395千円)
市町村設置型	705,855千円	(うち、交付金	235,285千円)
合 計	1,892,041千円	(うち、交付金	740,680千円)

## 5-3 その他の事業

### (1) 河川浄化、水路清掃事業、水路の整備

農業生産基盤の整備、流水・水量を確保するため、河川及び水路の浚渫を行う。また、水路の管理に関する住民組織の活動を支援するとともに、1市2町にあった団体の統合を促進し、組織の活性化を図る。

### (2) NPO等団体の支援

NPO団体や住民団体が主体となって実施している上流域（水源地付近）の清掃活動や森林保全活動及び上流、中流、下流域の住民との交流を支援する。また、住民が主体となって実施している河川や水路の清掃活動に対しても支援を行う。

### (3) 「水の憲法」関連施策の推進

1市2町の合併に伴い、旧柳川市の「掘割を守り育てる条例（通称：水の憲法）」を発展的に制定し直し、住民への周知や啓発を行う。

また、平成19年度から、水の憲法に基づき、環境副読本の製作や環境啓

発シンポジウム、各種イベントなどを継続的に実施する。

(4) 県職員による出前講座

「水質保全と生活排水対策」、「かわの役割」、「下水道の役割と仕組みについて」などをテーマに県職員が直に住民に対して説明を行う。

6 計画期間

平成17年度～平成21年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事業

計画終了後に、4に示す目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業内容の見直しを図るために、水環境の再生に関する評価委員会（仮称）を県市共同で設立し、状況について評価・検討を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし